

みえ子ども・子育て応援総合補助金交付要領

(通則)

第1条 みえ子ども・子育て応援総合補助金（以下「補助金」という。）の交付については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）及び子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第240号）の規定によるほか、この交付要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対して補助することにより、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とする。

(交付対象事業及び補助率)

第3条 知事は、市町が行う次に掲げる交付対象事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 交付対象事業

市町において令和5年度以降に新たに実施する（拡充を含む）、妊娠・出産から子育て期までを対象とした子ども・子育て支援事業

(2) 交付対象事業から除外する事業

次のアからイのいずれかに該当する事業は交付対象事業から除外する。

ア 国など他の補助金等を充当している事業（ただし、他の補助金等において補助対象外となっている経費（自治体独自の上乗せ部分など）については補助対象経費とする。）

イ 子ども医療費助成の拡充を目的とする事業

2 対象市町、基準額、対象経費及び補助率は別表1のとおりとする。

3 第1項(1)に掲げる交付対象事業に対する補助金は、次により算出するものとする。

(1) 別表1第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額（複数事業を実施する場合はその合計額）を比較して少ない方の額に、第4欄の補助率を乗じて得た額とする。

(2) 上記(1)により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町長は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

(1) みえ子ども・子育て応援総合補助金事業実施計画書（様式第2-1号）

(2) みえ子ども・子育て応援総合補助金事業積算内訳書（様式第2-2号）

(3) みえ子ども・子育て応援総合補助金事業収支予算書（様式第3号）

2 知事は、前項の規定にかかわらず、同項の申請書に添付する書類を別に定めることができる。

- 3 市町長は、第1項に定める申請書類を知事が別途定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の交付申請書を受理した場合は、別に設置する選定委員会において、その内容の審査を行い、交付対象事業を決定する。

- 2 前項に定める審査は次の(1)から(5)までの視点により実施する。

- (1) 事業の効果

- ・事業を実施することで、地域子ども・子育て支援の充実に大きな効果が見込まれるか。
- ・取組の広がりが見込まれるか。

- (2) 手段の有効性

- ・現状や課題が十分に分析されており、その解決策としてふさわしいものであるか。

- (3) 新規性

- ・新規性のある取組であるか。

- (4) 持続可能性

- ・地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らした持続可能な取組であるか。

- (5) 市町優先度

- ・市町自身の優先度はどうか。

- 3 知事は、第1項で採択された事業について、補助金の交付決定を行い、市町長へ通知するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第6条 市町長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に交付申請取下げ書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第7条 市町長は、交付決定後に申請の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合は、あらかじめ変更交付申請書(様式第5号)及び第4条第1項各号に準ずる添付書類を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、軽微な変更とは個別事業毎の補助対象経費の20%以内の変更をいう。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第8条 市町長は、交付対象事業を中止又は廃止する場合は、中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 市町長は、交付対象事業を完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までに

実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) みえ子ども・子育て応援総合補助金事業実施報告書（様式第8-1号）
- (2) みえ子ども・子育て応援総合補助金事業支給実績内訳書（様式第8-2号）
- (3) みえ子ども・子育て応援総合補助金事業収支決算書（様式第9号）

2 知事は、前項の規定にかかわらず、同項の申請書に添付する書類を別に定めることができる。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該市町長に通知する。

（補助金の支払い）

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に支払うものとする。市町長は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式第10号）を提出しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第12条 知事は、第8条の交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 市町長が、法令又は法令に基づく処分等に違反した場合
- (2) 市町長が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町長が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

附 則

この要領は、令和5年4月28日から施行する。

(別表 1)

1 対象市町	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
人口減少率(※1)が高い次の10市町 尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町	1市町につき、36,000千円(※2)	第3条第1項にかかる事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、調査委託料、設計委託料、工事請負費	2 / 3
上記以外の市町	1市町につき、36,000千円(※2)	第3条第1項にかかる事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、調査委託料、設計委託料、工事請負費	1 / 2

※1 令和2年国勢調査の人口と平成27年国勢調査の人口を比較して算出

※2 選定委員会で審査のうえ、提案事業全体の状況をふまえて、予算の範囲内で引き上げる場合がある。

様式第1号

番 号
令和 年 月 日

三重県知事 へ

市町長

みえ子ども・子育て応援総合補助金の交付申請について

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 補助金申請額 金 千円

2 添付書類

- (1) みえ子ども・子育て応援総合補助金事業実施計画書 (様式第2-1号)
- (2) みえ子ども・子育て応援総合補助金事業積算内訳書 (様式第2-2号)
- (3) みえ子ども・子育て応援総合補助金事業収支予算書 (様式第3号)

みえ子ども・子育て応援総合補助金事業実施計画書

市町名: _____

個別事業名		新規／拡充 (注1)	
実施期間	～	他の補助金 等の充当の 有無	
地域における実情と課題 (注2)			
事業の概要 (注3)			
事業の効果 (注4)			
手段の有効性 (注5)			
新規性 (注6)			
持続可能性 (注7)			

- 注1 令和5年度以降の新規取組は「新規」、過去からの継続事業で令和5年度以降に取組の拡充を行う事業は「拡充」を選択してください。
- 注2 これまでの当該市町における子どもや子育て家庭に対する支援の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題を記載してください。
- 注3 本事業の具体的内容を記載してください。また、令和5年度以降に取組の拡充を行う事業である場合は、その内容が分かるように記載(該当部分に下線)してください。
- 注4 地域の子ども・子育て支援の充実への効果や、今後期待される取組の広がり(当該市町内、県内など)について、記載してください。
- 注5 現状や課題の分析をふまえ、その解決策としてふさわしい取組である点について、記載してください。
- 注6 事業の新規性(当該市町で初、県内市町で初、全国で初など)について、記載してください。
- 注7 地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らした持続可能な取組である点について、記載してください。

様式第2-2号

みえ子ども・子育て応援総合補助金事業積算内訳書

1. 市町名	
2. 個別事業名	

3. 本個別事業に要する費用及びその内訳

No	経費区分	経費区分毎の内訳	事業費 (単位:円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
合計			0

様式第3号

みえ子ども・子育て応援総合補助金事業収支予算書

1 収入

(単位：円)

科 目	予 算 額	積 算 基 礎
合 計		

2 支出

科 目	予 算 額	積 算 基 礎
合 計		

様式第4号

番 号
令和 年 月 日

三重県知事 へ

市町長

みえ子ども・子育て応援総合補助金の交付申請取下げについて

令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った標記補助金の実施については、その申請を取り下げたく、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請を取り下げる個別事業名
- 2 申請を取り下げる理由

番 号
令和 年 月 日

三重県知事 へ

市町長

みえ子ども・子育て応援総合補助金の変更交付申請について

令和 年 月 日付け三重県指令子福第04— 号で交付決定を受けた標記補助金について、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1	今回追加交付（一部取消）申請額	金	千円
	内訳	補助金既交付決定額	金 千円
		変更後補助金所要額	金 千円

	補助金既交付 決定額(A)	変更後補助金 所要額(B)	今回追加交付（一部 取消）申請額 (B)－(A)
みえ子ども・子育て応援 総合補助金	千円	千円	千円

2 変更を必要とする理由

3 添付書類(変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。)

様式第6号

番 号
令和 年 月 日

三重県知事 へ

市町長

みえ子ども・子育て応援総合補助金の中止（廃止）承認申請について

令和 年 月 日付け三重県指令子福第04ー 号で交付決定を受けた標記補助金にかかる事業を中止（廃止）したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）する個別事業名
- 2 中止（廃止）する理由

様式第7号

番
令和 年 月 日 号

三重県知事 へ

市町長

みえ子ども・子育て応援総合補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日付け三重県指令子福第04- 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

(添付書類)

- (1) みえ子ども・子育て応援総合補助金事業実施報告書 (様式第8-1号)
- (2) みえ子ども・子育て応援総合補助金事業支給実績内訳書 (様式第8-2号)
- (3) みえ子ども・子育て応援総合補助金事業収支決算書 (様式第9号)

みえ子ども・子育て応援総合補助金事業実施報告書

市町名： _____

個別事業名	
実施期間	~
地域における実情と課題 (注1)	
事業内容(実績)	

注1 これまでの自治体における子どもや子育て家庭に対する支援の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題を記載してください。

様式第8-2号

みえ子ども・子育て応援総合補助金事業支給実績内訳書

1. 市町名	
2. 個別事業名	

3. 本個別事業に要した費用及びその内訳

No	経費区分	経費区分毎の内訳	事業費 (単位:円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
合計			0

様式第9号

みえ子ども・子育て応援総合補助金事業収支決算書

1 収入

(単位：円)

科 目	決 算 額	積 算 基 礎
合 計		

2 支出

科 目	決 算 額	積 算 基 礎
合 計		

様式第10号

令和 年 月 日

三重県知事 へ

市町長

請求書

金 円

ただし、みえ子ども・子育て応援総合補助金として上記金額を請求します。

受入金融機関名・支店名

口座種別・口座番号

口座名義人（カナ）

発行責任者（担当課長等）および担当者

・発行責任者 三重 太郎（連絡先〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

・担当者 三重 花子（連絡先〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）